

越生町サテライトオフィス開設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、企業等が町内に新たにテレワークを実施するためのサテライトオフィスを開設する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術の活用による場所、時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (3) サテライトオフィス 町外の企業等が拠点事務所から離れた町内の場所に開設した事務所であって、従業者がテレワークにより拠点事務所の業務を行う就業場所となる事務所をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、企業等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) テレワークを行うためのサテライトオフィスを新規に開設するものであること。
- (2) サテライトオフィスを所有又は賃借するものであること。
- (3) サテライトオフィスの開設から1年を経過していないこと。
- (4) サテライトオフィスの開設後、サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること。
- (5) 開設したサテライトオフィスにおいて、従業者が3人以上就労していること。
- (6) 町税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 暴力団員（越生町暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（越生町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が意思決定に関与している企業等

- (3) 前2号に該当する者からサテライトオフィスを賃借している者
- (4) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 当該サテライトオフィスの開設について、次条に規定する対象経費において他の公的制度による補助金等の交付を受けたことがある者

(対象経費等)

第4条 補助金の対象経費等は、次のとおりとする。

| 対象経費 | 補助率等 | 補助回数 |
|---|-------------------------|------|
| サテライトオフィス開設における新築又は改修に要する経費並びに付帯設備の設置に要する経費 | 3分の1以内。ただし、150万円を限度とする。 | 1回限り |

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越生町サテライトオフィス開設事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。ただし、町長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 会社の定款の写し（法人の場合に限る。）
- (2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 開業等の届出書の写し又はそれに類するもの（個人の場合に限る。）
- (4) 納税調査同意書又は納税証明書
- (5) 営業許可証（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
- (6) 事務所の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 事業に要する経費の見積書
- (8) テレワーク勤務制度を実施していることを示す就業規則等の書類
- (9) テレワーク従業員の就労条件等を示す雇用契約書、辞令等の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を決定し、越生町サテライトオフィス開設事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更又は中止しよう

とするときは、越生町サテライトオフィス開設事業補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、越生町サテライトオフィス開設事業補助金変更承認兼変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、事業を実施した年度において、当該年度の3月15日までに、越生町サテライトオフィス開設事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- （1） 事務所の新築又は改修の前後が分かる書類
- （2） 事業に要した経費の領収書又はそれに類するもの
- （3） 従業者が就労していた事実を確認できる書類
- （4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、書類の審査を行い、適当と認めるときは、当該年度における交付すべき補助金の額を確定し、越生町サテライトオフィス開設事業補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、越生町サテライトオフィス開設事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

（対象経費等の特例）

第2条 令和3年10月1日以後に第5条の規定による申請をし、かつ、令和4年3月15日までに第8条の規定による報告をした者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「2分の1」と、「150万円」とあるのは「300万円」とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。